

宮津市マンション管理適正化推進計画

令和6年5月1日

1 本市のマンションの現状と課題

本市におけるマンション戸数は、令和6年3月末時点で約1,000戸と推計され、その内、築30年以上のマンション戸数は約640戸（全体の約64%）であり、今後も高経年のマンションの増加が見込まれる。

2 マンションの管理の適正化に関する目標

マンションの管理適正化を図るため、管理計画の認定制度を運用し、自主的な適正管理への取組を支援することで、マンションの管理水準の維持向上を目指す。

3 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針

宮津市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とする。

4 マンションの管理の適正化の推進を図るための取組

(1) マンション管理の状況を把握するために講ずる措置

マンションの管理状況を把握するため、アンケート実施やヒアリング調査を行うことを検討する。

(2) マンション管理の適正化の推進を図るための施策

管理計画の認定事務を実施するとともに、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行う。

(3) マンション管理の適正化に関する啓発及び知識の普及

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、管理計画の認定制度についての情報提供や市ホームページ等による啓発を行う。

(4) その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画の認定制度を運用するにあたり、認定事務を迅速かつ効率的に行うために、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証を、認定申請に添付することとする。

5 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間とする。なお、取組状況や社会情勢の変化等に応じて見直しを行うものとする。